

寶 幢 寺  
波 着 寺  
明 王 院 御同宿中

右は正保二年なれば、永久寺と改稱せしは是より後なる事知られけり。

○毘沙門山來教寺

天台宗眞盛派也。三箇屋版六用集に、天台律宗毘沙門山來教寺とあり。但し來歴書等悉皆、先年寺火災の時焼亡して、書類今傳來せずといへり。明細帳に、來教寺者江州坂本西教寺之末也。當寺開山松林延寶四年創立、來教寺と稱す。享保度に火災に罹り焼失し、由緒不詳。とあり。按ずるに、延寶四年創立と載せたるは、恐らくは後人の過聞なるべし。延寶の頃は新寺建立停止以後なれば、創立すべきやうなし。又享保度に火災に罹ると載せたるも誤り也。來教寺の火災は、武家混目集に、寶永七寅年三月十三日夜丑刻卯辰來教寺より出火、翌十四日辰下刻鎮火。侍家・寺院・町家等八百軒餘焼失と見ゆ、變異記には寶永七寅三月十三日夜子刻、卯辰山天台宗來教寺より出火、風烈、觀音町・八

幡町・茶屋町・四丁木町・卯辰町・木綿町・卯辰袋町・森下町・關助馬場邊不殘、惣家數七百廿八軒。とあり。

○木綿町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、茶屋町・木綿町・如來寺町と並べ載せたり。元祿三年の火災記に、木綿町・茶屋町と見ゆ、變異記に寶永七年三月十三日卯辰山來教寺より出火、卯辰町・木綿町・卯辰袋町焼失とあり。此の町名の起原はいかなる由縁なるにや未だ詳かならず。若しくはいにしへ此の地に木綿問屋などありしゆゑ町名に呼びそめたるならんか。木綿をモメンと呼べる事は、文安元年の下學集に、木綿をモメンと訓じ、絹布門に記載して、木綿木名也。宋恩斷江詩。木綿庵下鳩鷓雨。附子崗頭躑躅春。亦衣類也。とあり。日本紀・萬葉集などに見ゆたる木綿はユフと訓じたり。豊後風土記に、速見郡柚布郷。此郷中栲樹多生。常取皮以造木綿。因曰柚布郷。と見ゆたる木綿は、今に東木綿・安藝木綿などありて、太平記に見ゆたるしなの皮むきなり。今も信濃國の産物にて、楮の皮とひとしく、梁塵抄に紙に造る木なりともあり。いにしへ栲カといへるものに

て、今世の木綿とは異りけり。

○雨寶山慈雲寺

法華宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基、天正五年富田治部左衛門・今井彦右衛門兩人之且那建立。開祖日祐と云僧也。先寺地は能州所口に而二千三百五十歩、從高德公拜領之處、其後御用地に相成被召上、替地七尾近所小嶋村に而被下。然處元和元年富田越後金澤へ引越被申に付、當寺も引越、卯辰山請地に建立、只今以罷在候。能州小嶋拜領屋敷は、金澤へ罷越候以後、明曆三年迄百姓に貸置候處、津田宇右衛門を以檢地御入、地子地に被仰付、金澤并小嶋兩所共に地子指上候儀難儀致し、明曆三年に小嶋屋敷指上。とあり。按ずるに、富田治部左衛門・今井彦右衛門等兩人、能州所口に寺地を拜領して當寺を創立せしものならば、天正九年利家卿能登國を賜はり入國し給ふ後なる事いぢるしく、五年は九年の費損ならんか。扱承應三年に、此の慈雲寺に牢人者を抱え置きたる事露顯し、住持咎を命ぜられたるよしにて、加能越三州の社寺へ嚴重に達し相成、神職・僧侶より一統社寺所へ請書を出したるよし。寺

社奉行への到書寫如左。

今度卯辰法華慈雲寺手前に牢人抱置、度々御觸御座候處に、終御斷不申上候儀、不届の仕合に急度可被仰付處に、此度之儀は被爲成御赦免候。向後不遁者又は如何様之牢人にて、抱置於申は、其由緒改、早速寺社御奉行迄可及御斷旨、重而被仰出之趣長奉存候。互に無油斷吟味仕、牢人抱置候は、見聞次第急度可申上候。若於隱置は、連判之社中越度可被仰付候。爲其組を立御請上申候。以上。

承應三年十二月廿五日

八幡神主 左 京判

神明神主後見與左衛門判

春日神主 大 和判

岡嶋市郎兵衛殿

葛巻藏人殿

茨木右衛門殿

山森吉兵衛殿

今度金澤卯辰法華慈雲寺手前に牢人抱置、度々御觸御座候處、終御理不申上候儀、不届之仕合に付、急度可被仰付